

正誤表

2023年5月1日

2023年目標 TAC建築士講座

級	二級
講義	学科
科目	法規
教材	新体系問題集

日付	頁	誤	正
5/1	P143 問072 解説 肢3 下線部分修正	3. 誤り。木造2階建ての一戸建て住宅は、令120条1項表(3)により、避難階以外の階における居室の各部分から直通階段までの歩行距離は、主要構造部が準耐火構造であるか、不燃材料で造られている場合は 50m以下、それ以外の場合は40m以下 としなければならない。よって、歩行距離の制限を受けないのは誤りである。	3. 誤り。 各階に「窓その他の開口部を有しない居室」を有することから、令120条1項表(1)に該当(主要構造部が準耐火構造であるか、不燃材料で造られている場合及びそれ以外の場合、共に歩行距離は30m以下)するため、歩行距離の制限を受ける。 よって、歩行距離の制限を受けないのは誤りである。
	P374 問191 解説 下線部分 追記・削除	最後に 北側斜線は第一種中高層住居専用地域に適用がなく 、第一種中高層住居専用地域内の隣地斜線制限は、高さ20mを超える部分に適用されるので、A点における高さの最高限度は道路斜線による11.25mとなる。正答は2.である。	●北側斜線制限の検討(法56条1項三号) A点は第一種中高層住居専用地域にあり、真北方向の境界線から5m後退した点なので、高さ=10m+5m×1.25=16.25m。 最後に第一種中高層住居専用地域内の隣地斜線制限は、高さ20mを超える部分に適用されるので、A点における高さの最高限度は道路斜線による11.25mとなる。正答は2.である。

以上のとおり、訂正をお願いいたします。